

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）及び 「次期の行財政改革取組」の審査・調査について

1 調査主体について

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）及び「次期の行財政改革取組」については、全員協議会で説明を受けた後、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）の個別施策等については各行政部門別常任委員会で、「次期の行財政改革取組」については、行財政改革を所管する総務地域連携常任委員会で調査を行うものとする。

2 今後のスケジュールについて（案）

年 月	県議会	調査内容等
令和元年 9月18日	全員協議会	○「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（中間案）及び「次期の行財政改革取組」（素案）の調査 ※第三次行動計画（仮称）の基本的な考え方、施策の取組方向及び行財政改革取組の基本的な考え方などについて調査
9月30日	委員長会議	※「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）及び「次期の行財政改革取組」の調査の進め方の説明など
10月7～10日	常任委員会	※第三次行動計画（仮称）（関係分）及び行財政改革取組（関係分）などについて調査
10月18日	全員協議会	※各常任委員会での調査内容の報告を踏まえ、全体協議
10月24日	委員長会議	※全員協議会での協議内容を踏まえ、知事への申し入れ内容について最終調整
11月1日 13:00～14:00	知事申し入れ	「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（中間案）及び「次期の行財政改革取組」（素案）に対する知事への申し入れ (正副議長、各常任委員長)
11月22日	全員協議会	○「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（最終案）及び「次期の行財政改革取組」（中間案）の調査 ※知事への申し入れ内容の反映状況など、全体的な事項について調査

12月10～13日	常任委員会	※第三次行動計画（仮称）（関係分）及び行財政改革取組（関係分）などについて調査
12月20日	全員協議会	※各常任委員会での調査内容の報告を踏まえ、全体協議
令和2年 1月15日	委員長会議	※全員協議会での協議内容を踏まえ、知事への申し入れ内容について最終調整
1月21日 10:00～11:00	知事申し入れ	「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（最終案）及び「次期の行財政改革取組」（中間案）に対する知事への申し入れ (正副議長、各常任委員長)
2月17日	本会議	○「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（議案）の審査 ※知事から議案提案理由について説明
2月17日	全員協議会	○「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（最終案修正版）の調査 ○「次期の行財政改革取組」（最終案）の調査 ※知事への申し入れ内容の反映状況など、全体的な事項について調査
2月17～18日	議案聴取会	※「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（最終案修正版）の知事への申し入れ内容の反映状況もあわせて聴取
2月25日	本会議	※「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（議案）を委員会に付託
3月9～12日	常任委員会	※「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（議案）の審査及び行財政改革取組について調査
3月19日	本会議	「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）（議案）の採決
3月下旬以降		「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（仮称）及び「次期の行財政改革取組」の策定

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」《中間案》の調査に係る進め方について

■ 9月18日（水） 全員協議会

「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」（中間案）の調査

※ 知事から中間案の全体的な説明を受け、これに対する質疑を実施済み

■ 10月7～10日 各常任委員会（予算決算常任委員会は除く。以下、同じ） 第三次行動計画の施策概要（関係分）などについて調査

（調査方法）

- ① 執行部から個別施策の概要や行政運営の取組内容などについて説明
- ② 執行部からの説明に対する質疑
- ③ 執行部に対し、特に申し入れすべき事項がある場合、個別施策や行政運営ごとに委員会意見をとりまとめ

■ 10月18日（金） 全員協議会（執行部は出席しない予定）

各常任委員会での調査結果や9月の全員協議会での意見を踏まえ、「基本的な考え方」等について議員間で協議

（協議方法）

- ① 6常任委員長から個別施策などに関する委員会意見を報告
- ② 6常任委員長からの説明に対する質疑
- ③ 「基本的な考え方」等について、知事への申し入れ内容を協議

■ 10月24日（木） 委員長会議

知事への申し入れ内容について最終調整

⇒これまでの協議内容を踏まえ作成した申入書（案）の最終調整を行う。

■ 11月1日（金） 知事への申し入れ

正副議長及び6常任委員長連名の申入書を知事に提出

⇒「基本的な考え方」等については議長から申し入れを行い、個別施策などについては各常任委員長から申し入れを行う。

「次期の行財政改革取組」《素案》の調査 に係る進め方について

■ 9月18日（水） 全員協議会

「次期の行財政改革取組」（素案）の調査

※ 知事から次期行財政改革取組の基本的な考え方や取組方向など全体的な説明を受け、これに対する質疑を実施済み

■ 10月10日（木） 総務地域連携常任委員会（左記以外の常任委員会は除く）

次期行財政改革取組の基本的な考え方や取組方向などについて、更に詳細な調査を実施

（調査方法）

- ① 執行部から次期行財政改革取組の取組内容などについて説明
- ② 執行部からの説明に対する質疑
- ③ 執行部に対し、特に申し入れすべき事項がある場合、委員会意見をとりまとめ

■ 10月18日（金） 全員協議会（執行部は出席しない予定）

総務地域連携常任委員会での調査結果や9月の全員協議会での意見を踏まえ、「基本的な考え方」等について議員間で協議

（協議方法）

- ① 総務地域連携常任委員長から基本的な考え方などに関する委員会意見を報告
- ② 総務地域連携常任委員長からの説明に対する質疑
- ③ 「基本的な考え方」等について、知事への申し入れ内容を協議

■ 10月24日（木） 委員長会議

知事への申し入れ内容について最終調整

⇒これまでの協議内容を踏まえ作成した申入書（案）の最終調整を行う。

■ 11月1日（金） 知事への申し入れ

⇒第三次行動計画の申し入れに加える形で、議長から申し入れを行う。